

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第7号

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（専修学校の名称変更等の届出書）</p> <p>第7条 学校教育法第131条及び学校教育法施行令第24条の3の規定により、知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専修学校の専攻科の設置又は廃止についての届出 <u>別記第26号様式</u></p> <p>(3) 専修学校の分校の設置又は廃止についての届出 <u>別記第26号様式の2</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>（募集停止の届出）</p> <p>第11条 学校、専修学校及び各種学校が生徒等（学校の生徒並びに専修学校の高等課程及び一般課程の生徒並びに専門課程の学生並びに各種学校の生徒をいう。）の募集を停止しようとするときは、<u>別記第30号様式による生徒等募集停止届出書</u>により知事に届け出なければならない。</p> <p>第11号様式（第3条関係） 専修学校設置認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類 1～5 (略)</p> <p>6 学級編制表 (略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生徒等の数</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生徒等の数</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生徒等の数</div> </div> <p>7～19 (略)</p> <p>第17号様式（第4条関係） 学校（専修学校・各種学校）設置計画書</p>	<p>（専修学校の名称変更等の届出書）</p> <p>第7条 学校教育法第131条及び学校教育法施行令第24条の3の規定により、知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専修学校の分校の設置又は廃止についての届出 <u>別記第26号様式</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>（募集停止の届出）</p> <p>第11条 学校、専修学校及び各種学校が生徒の募集を停止しようとするときは、<u>別記第30号様式による生徒募集停止届出書</u>により知事に届け出なければならない。</p> <p>第11号様式（第3条関係） 専修学校設置認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類 1～5 (略)</p> <p>6 学級編制表 (略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生徒数</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生徒数</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生徒数</div> </div> <p>7～19 (略)</p> <p>第17号様式（第4条関係） 学校（専修学校・各種学校）設置計画書</p>

(略)

添付書類

1～3 (略)

4 創立費及び償還計画 (創立費の資金証明書を添付すること。)

(略)

生徒等 (園児) 納付金

5 児童、生徒等又は幼児の数の確保の見込みを記載した書類

6～12 (略)

第25号様式 (略)

第26号様式 (第7条関係)

専修学校専攻科設置 (廃止) 届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
氏名

専修学校の専攻科を設置 (廃止) したいので、学校教育法第131条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

専攻科の名称	
専攻科の分野	
修業年限	

添付書類

1 設置の場合

(1) 設置の理由及び設置年月日を記載した書類

(2) 設置要項の変更に関する調査 (別記第3号様式の添付書類2と同一のもの)

(3) 学則

ア 学則変更の条文

イ 学則の新旧対照表

ウ 新学則の全文

(4) 法人にあつては、設置に関する決議録

(5) 施設調査 (別記第1号様式の添付書類4と同一のもの)

(6) 校地、校舎等の登記事項証明書 (借用の場合は、貸借関係を証する書類の写しを添付すること。)

(7) 飲料水として上水道を使用する場合はそのことを証する書類、上水道

(略)

添付書類

1～3 (略)

4 創立費及び償還計画 (創立費の資金証明書を添付すること。)

(略)

生徒 (園児) 納付金

5 児童、生徒又は幼児の数の確保の見込みを記載した書類

6～12 (略)

第25号様式 (略)

以外を使用する場合は定性分析表

- (8) 学校の位置を示す図面
 - (9) 校地、校舎等の配置図、平面図その他建築に関する図面
 - (10) 夜間授業を行う場合にあつては、照明図
 - (11) その他知事が必要と認める書類
- 注 添付書類の(5)から(10)までは、位置変更の場合に添付すること。

2. 廃止の場合

- (1) 廃止の理由及び廃止予定年月日を記載した書類
- (2) 教職員、生徒等の措置方法を記載した書類
- (3) 法人にあつては、廃止に関する決議録
- (4) その他知事が必要と認める書類

第26号様式の2 (略)

第30号様式 (第11条関係)

生徒等募集停止届出書

(略)

学校(専修学校・各種学校)の年度の新規募集を停止したいので、新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等定める規則第11条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

停止する理由	
停止する課程、学科	
(略)	

添付書類

- 1 (略)
- 2 過去5年間の生徒等の収容状況を記載した書類
- 3 (略)

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

第26号様式 (略)

第30号様式 (第11条関係)

生徒募集停止届出書

(略)

学校(専修学校・各種学校)の年度の新規募集を停止したいので、新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等定める規則第11条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

生徒募集を停止する理由	
生徒募集を停止する課程、学科	
(略)	

添付書類

- 1 (略)
- 2 過去5年間の生徒の収容状況を記載した書類
- 3 (略)

